

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 理事及び監事選任規程

(平成28年12月12日制定)

沿革 平成29年 6月 6日決議

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第18条及び第19条の規定により、本会の理事及び監事の選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の選任)

第2条 理事の選任は、定款第18条第1項第1号に定める定数とし、次の各号により推薦された者のうち、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者を評議員会の決議によって選任する。

(1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 4人以内

ア 学識経験者

イ 教育委員会教育委員を代表する者

(2) 渋川市における福祉に関する実情に通じている者 8人以内

ア 地区社会福祉協議会の代表者

イ 自治会連合会の代表者

ウ 市議会教育福祉常任委員会の代表者

エ 民生委員児童委員協議会の代表者

オ 市保健福祉部長の職にある者

カ ボランティア団体の代表者

(3) 社会福祉団体の代表者 3人以内

ア 更生保護女性会の代表者

イ 老人クラブ連合会の代表者

ウ 渋川市の区域において社会福祉事業を運営する団体の役職員

2 理事の選任にあたっては、定款第20条第1項の規定によるものとする。

(監事の選任)

第3条 監事の選任は、定款第18条第1項第2号に定める定数とし、次の各号により推薦された者を評議員会の決議によって選任する。

(1) 社会福祉事業について識見を有する者 2人

ア 自治会連合会の代表者

イ 民生委員児童委員協議会の代表者

(2) 財務管理について識見を有する者 1人

2 監事の選任にあたっては、定款第20条第2項の規定によるものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、理事及び監事の選任に関し必要な事項は、関係法令の定めによるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会役員及び評議員選任規程は、廃止する。

附 則

この規程は、決議のあった日から施行する。